

# 滋賀県議会だより



No.71

編集・発行／滋賀県議会

## 2月定例会の概要

滋賀県議会は、2月定例会を2月18日から3月24日までの35日間の会期で開きました。

2月定例会では、議員提出議案15件と知事提出議案105件が上程されました。これらを審議した結果、意見書案3件を否決したほか、いずれも原案のとおり可決または同意しました。

また、各委員会では、付託された各議案、請願その他所管事項について審査および調査を行いました。特に新年度予算については、委員43人で構成する予算特別委員会(委員長:吉田清一議員、副委員長:谷康彦議員)が設置され、3日間にわたり質疑を行い、さらに分科会調査を2日間実施した上で、可決しました。

## 滋賀県流域治水の推進に関する条例案を可決しました

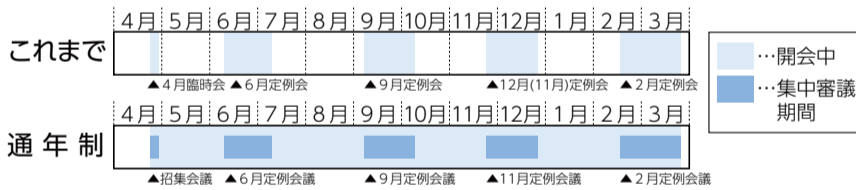
昨年9月定例会に提案され、同定例会および11月定例会において継続審議とされた滋賀県流域治水の推進に関する条例案については、知事から議案の撤回が請求され、全員一致で承認しました。

その後、住民の意見やこれまでの議会における議論などを踏まえ、内容の一部を修正した条例案が改めて提案され、賛成多数で可決しました。

## 通年議会が始まります

議会改革検討委員会での検討結果を受け、滋賀県議会では、議会の機能を強化するため、本年4月から、会期を通年化します。

これにより、ほぼ年間を通じて開会している状態になり、突発的な事態が起きたときに知事の招集手続を経なくても議長長の判断で随時本会議を開会することができ、知事の専断処分を極力避けることができるとともに、不測の事態に対する危機管理体制が整えられ、県民サービスの向上につながります。



注 定例会、定例会議の開催期間以外にも、必要に応じて臨時の会議が開催されます。

## 滋賀県議会基本条例を制定しました

議会改革検討委員会による検討結果を踏まえ、滋賀県議会基本条例が制定されました。

条例の概要は以下のとおりです。

**目的** 執行機関とともに県民の負託に応える県政を実現する

### 1 基本理念と関係者の責務(第1章)

**基本理念** 二元代表制の一方を担う機関としての役割遂行を旨とした運営 等  
**正副議長、委員長、議員、職員の責務**

### 2 組織と権限(第2章)

**議会の組織とこれを支える体制の在り方**  
**議会の権限の強化** 地方自治法に基づく議決事件の追加

### 3 議会改革を着実に進めるための根拠(第3章、第4章)

**効果的な調査審議の推進**

- 通年議会の導入
- 議員の質問や委員間討議を通じた議会の諸機能の発揮 等

**開かれた議会の実現のための取組**

- 会議の公開と傍聴しやすい環境の整備
- 議会情報の積極的な公表と広報活動の推進 等

### 4 議会の機能と運営の更なる充実強化(第5章、付則)

**議会改革の検討と定期的な条例の見直し**

条例の詳しい内容は、県議会ホームページをご覧ください。

## 滋賀県議会議員の定数や選挙区等が決まりました

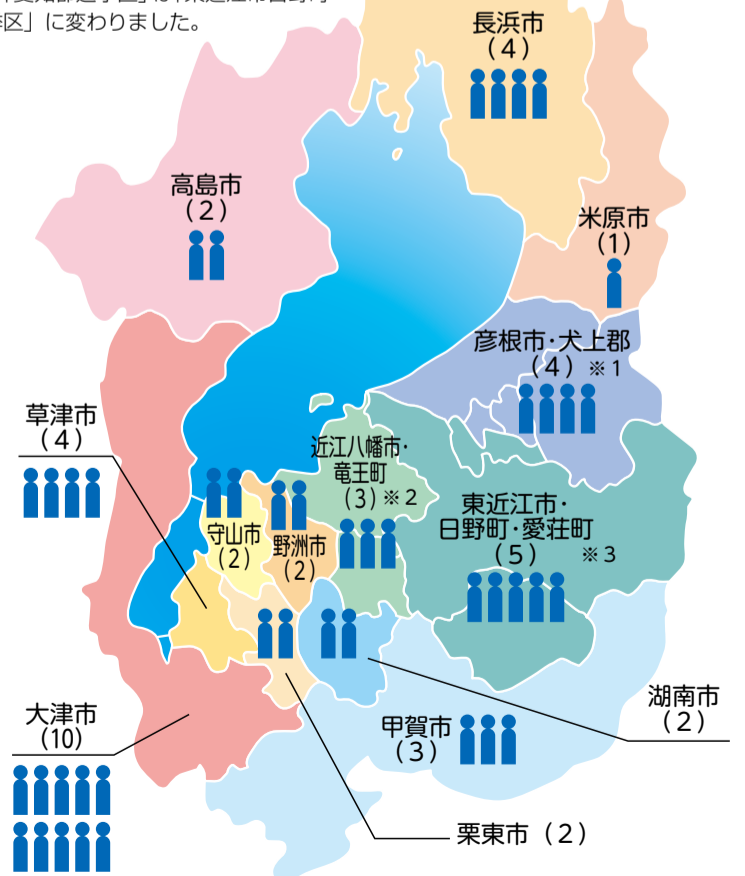
2月定例会で関係条例が改正され、滋賀県議会議員の定数は44人(現行47人)となりました。

また、新しい選挙区と選挙区別定数が、下の図のとおり決まりました。条例が施行されるのは、次の一般選挙(平成27年4月予定)からです。

※1「彦根市選挙区」および「犬上郡選挙区」は「彦根市犬上郡選挙区」に変わりました。

※2「近江八幡市選挙区」および「蒲生郡選挙区」のうち竜王町の区域は「近江八幡市竜王町選挙区」に変わりました。

※3「東近江選挙区」、「蒲生郡選挙区」のうち日野町の区域および「愛知郡選挙区」は「東近江市日野町愛荘町選挙区」に変わりました。



## 平成26年度予算

**問** 予算には、編成、審議、執行、決算などの過程があり、準備作業から決算までを考えると、足かけ3年を要しているのが通例です。中でも決算は、終わりの作業ではなく、次の予算編成への始まりとなる極めて重要な過程であり、予算を意識した決算審議の在り方が問われています。

平成24年度決算特別委員会の結果を、どのように平成26年度当初予算に反映したのか伺います。

## 2月定例会における 質疑・質問から

**答** 決算の審査を予算に確実に反映することは、大変重要であると考えています。例えば、決算審議の中でいただいた、台風18号被害を受けての「土砂災害警戒区域の指定を前倒しする必要がある」との意見に対しては、指定完了時期を2か年前倒しするため、前年度より増額して対応しました。

決算審議でいただいた意見等については、引き続き、前向きに受け止め、事業の執行に当たって十分留意するとともに、今後における予算編成等に生かしていきます。

(裏面に続きます)

流域治水

たいと考えています。

「滋賀県流域治水の推進に関する条例案」は、昨年9月定例会で提案されましたが、住民への説明責任が果たされていないなどの理由で2度継続審議となり、今定例会において撤回された上で、修正された条例案が提出されました。

今回の修正は、「浸水警戒区域」の対象地区における説明会の中で出された住民の意見を踏まえたものであると認識しています。条例が成立した後、具体的にどのような施策を講じていくのか伺います。

まず、「ながす」対策については、「河川整備五カ年計画」に基づき着実に実施していきます。「とどめる」対策については、来年度、モデル地区を選定し、「水害に強い地域づくり協議会」において、「水害に強い地域づくり計画」を策定し、区域指定の準備を行っていきます。

モデル地区での区域指定を通じて、課題の具体的な解決方法を確認しながら、今後の指定が円滑に推進できるよう努めていきますと考えています。

鴨川木材チップ放置

高島市の鴨川の河川敷とその周辺に放置された木材チップが放射能を帯びていた

ことにより、河川管理と不法投棄の問題が大きく取り上げられるようになりました。木材チップの

搬入、放置を昨年4月に確認しながら、その対応はスムーズにはいきませんでした。

県内における不法投棄の事案は、減っているものの撲滅までには至らず、更なる監視強化が必要です。

今後の河川管理と不法投棄対策の強化について伺います。

今回の事案を教訓として、関係機関を構成員として県内6地域に設置されている「地域ごみ対策会議」を通じ、部局間や関係機関との連携を強化することが重要と考えています。

河川や琵琶湖周辺については、河川管理指導員による監視パトロールを行うとともに、地域住民の方々にも御協力いただき、河川の巡視点検を行っていただいています。

また、不法投棄対策については、パトロールの強化に加えて、森林組合等の事業者や地域住民の方々の協力も得ながら、監視に努めていきます。

経済・雇用対策

2月の月例経済報告によれば、景気は緩やかに回復

しており、雇用情勢も着実に改善していると考えられています。先行きについても、輸出が持ち直しに向かい、各種政策の効果が下支えする中で、家計所得や投資が増加し、景気の回復基調が続くことが期待されると判断されています。

このような経済と雇用の回復をより確実なものとし、県民にも県内企業にも実感してもらえようようにすることが求められます。

現在の県の経済・雇用情勢について、どのように捉えているのか伺います。

1月に公表した「経済指標から見る県経済の動向」では、景気は緩やかに持ち直しているかと判断しています。また、最新の景況調査においても、全体として指標は改善していますが、中小企業については、回復はまだまだ十分とは言えない状況です。

雇用情勢については、昨年12月の時点で有効求人倍率が3か月連続で上昇したものの、依然として全国や近畿の平均を下回っています。特に若者や女性の就労環境は厳しく、就労支援に引き続き積極的に取り組む必要があると考えています。

中小企業対策

平成26年度は、国の経済対策や「滋賀県中小企業の活性化に関する条例」の施行の2年目

にあたり、本県の経済の現状にあつたきめ細かな対策を講じることで、経済に明るさが見えてきたという実感を中小企業や小規模事業者の皆さんが持てる年にしなければなりません。知事の決意を伺います。

平成26年度は、小規模事業者にスポットを当てた取組を大きな柱として進めていきます。

中小企業や小規模事業者は、経済・雇用を支える存在としてだけでなく、防災や防犯などの地域の安全・安心、教育、まちづくりなどににおいても大切な役割を果たしていただいています。

中小企業や小規模事業者の皆さんが生き生きと活躍し、景気の回復を実感していただき、何よりも地域社会の担い手として一層成長していただけるよう、全庁挙げて精一杯取り組んでいきたいと考えています。

滋賀の教育

平成26年度から平成30年度までの5年間における本

県教育の基本となる「第2期滋賀県教育振興基本計画」が策定されようとしています。その中で学力向上に向けた具体的な対策がうたわれていますが、まずは子供たちの基本的な生活習慣を育成し、その上で、学習習慣や学習規律の確立を図ることが重要と考えます。

教育振興基本計画の中でうたわれている「学習習慣や学習規律の確立」を目指す取組について伺います。

学習習慣や学習規律の確立は、学ぶための基本であり、子供の学力向上を図る上で非常に大切です。

一人一人の課題に応じたきめ細かな指導により、分かる喜び、できる実感を持たせ、学ぶ意欲を高めることで学習習慣の確立につなげていきたいと考えています。

学習規律の確立については、小学校低学年から、学習の約束や心構え、学びの姿勢や聞く態度、発表する態度を身に付けるなどの指導が必要であり、各学校の授業改善の中で取り組んでいきたいと考えています。

用語解説

※ 現在、廃棄物として「木くず」と表現されていますが、県議会での質問の時点では「木材チップ」と表現されていたため、そのまま「木材チップ」として扱っています。

2月定例会で審議した主な議案

Table with 4 columns: 議案番号, 件名, 結果, 結果. Lists various council proposals and their outcomes.

2月定例会で審議した決議・意見書

Table with 4 columns: 番号, 件名, 結果, 結果. Lists resolutions and opinions from the council meeting.

2月定例会で採択した請願

- TPP(環太平洋連携協定) 交渉に関する意見書の提出を求めることについて

議会からのお知らせ

- 議員の辞職: 三浦治雄議員(自由民主党滋賀県議会議員団)から辞職願が提出され、1月6日付けで議長が辞職を許可しました。
● 傍聴の御案内: 本会議や委員会はいつでも傍聴することができます。ただし、傍聴席には限りがありますので、団体で傍聴される場合は、あらかじめ御連絡ください。また、身体障害者補助犬の同伴や車椅子での傍聴については、お問い合わせください。

この印刷物は古紙パルプを配合しています